

平成30年度事業報告

I 建築設備検査員及び昇降機等検査員の育成

1 国土交通大臣登録講習

建築基準法施行規則第6条の6に基づき、建築設備検査員及び昇降機等検査員として必要な知識及び技能を修得させるため、国土交通大臣登録の「建築設備検査員講習」及び「昇降機等検査員講習」を以下のとおり実施した。

(1) 平成30年度 建築設備検査員講習実施状況

開催地	開催期日	会場名	受講者	合格者	聴講者
東京1次	10月 2日～ 5日	砂防会館別館	251名	216名	3名
東京2次	12月 4日～ 7日	連 合 会 館	134名	111名	0名
大 阪	11月 6日～ 9日	難波御堂筋ホール	258名	245名	2名
札 幌	10月23日～26日	北海道経済センター	101名	96名	0名
合 計			744名	668名	5名

(2) 平成30年度 昇降機等検査員講習実施状況

開催地	開催期日	会場名	受講者	合格者	聴講者
東京1次	10月30日～11月2日	砂防会館別館	348名	270名	5名
東京2次	11月27日～30日	砂防会館別館	325名	213名	3名
大阪1次	10月16日～19日	難波御堂筋ホール	264名	190名	0名
大阪2次	11月13日～16日	難波御堂筋ホール	263名	182名	0名
合 計			1,200名	855名	8名

2 法令等に係る情報提供

(1) 図書の頒布

建築基準法に基づく建築設備、昇降機及び遊戯施設に関する以下に掲げる図書を頒布した。

1) 図書の改訂

東京都建築設備定期検査報告実務マニュアル2018年版

2) 現行版の頒布

① 建築設備定期検査業務基準書2016年版

- ② 建築設備設計・施工上の運用指針 2013年版
- ③ 換気・空調設備技術基準・同解説 2005年版
- ④ 設備機器表示ガイド
- ⑤ 建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針 1996年版
- ⑥ 昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書 2017年版
- ⑦ 「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」解説
- ⑧ 昇降機技術基準の解説 2016年版（追補版を含む）
- ⑨ 改訂版 昇降機用語辞典
- ⑩ 遊戯施設技術基準の解説 2018年版

(2) 一般講習

建築設備、昇降機及び遊戯施設の維持管理、検査基準等に関する講習会を以下のとおり開催した。

- 1) 「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」説明会

昇降機の定期検査報告業務を行う地域法人の協力を得て、保守点検会社を対象に、全国11会場（札幌、盛岡、仙台、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇）で説明会を開催した（受講者：461名）。

- 2) 遊戯施設の運行管理者・運転者等講習会

運行管理者、運転者等を対象に、遊戯施設の安全性を確保するための講習会を、東京及び大阪において平成30年4月に開催した（受講者：256名）。

- 3) 東京都「建築設備定期検査のための実務講習会」

東京都内において建築設備の定期検査を行う建築設備検査員等を対象に、実務講習会を平成30年6月に開催した（受講者：412名）。

3 その他の支援

(1) 建築設備優良検査者表彰制度

建築設備の定期検査報告業務を行う地域法人との共催により、定期検査に携わる5名の建築設備検査員等を優良検査者として平成30年10月に表彰した。表彰式終了後に受賞者の座談会を開催し、その内容を機関誌「建築設備&昇降機」に掲載した。

(2) 建築設備定期検査賠償責任保険

建築設備検査員が安心して定期検査を実施できるよう、定期検査により発生した損害を賠償する保険制度を運用した。

平成30年度加入件数 51件

II 認定・性能評価等

1 構造方法等の性能評価

建築基準法第68条の25に基づく国土交通大臣指定性能評価機関として、構造方法等の国土交通大臣認定のための審査に必要な性能評価業務を実施した。

平成30年度実績

	受付	完了
建築材料	1件	0件
昇降機	36件	44件
遊戯施設	2件	2件

2 型式適合認定・型式部材等製造者認証

建築基準法第68条の24に基づく国土交通大臣指定認定機関として、昇降機の型式適合認定及び型式部材等製造者の認証の業務を実施した。

平成30年度実績

	受付	完了
型式適合認定	8件	8件
製造者認証	17件	15件

3 自主評価

昇降機、遊戯施設及び建築物について、建築基準法令その他の技術基準への適合を評価する業務を実施した。

平成30年度実績

	受付	完了
昇降機	8件	9件
遊戯施設	6件	6件
建築物	3件	3件

4 調査・研究

(1) 国土交通省 平成30年度「新たな形態の遊戯施設の安全性確保に必要な規制のあり方に関する調査検討業務」の実施

複合的な運動をする等により、平成12年建設省告示第1419号の別表の分類に当てはめることが困難な遊戯施設について実態調査を行った。また、遊戯施設に関わる関係者が参加する情報交流会を開催した。報告書を平成31年3月に国土交通省へ提出した。

(2) 国土交通省 平成30年度住宅市場整備推進等事業「定期報告制度の運用に関する調査事業」の実施

特定建築物の定期調査、建築設備、昇降機及び遊戯施設の定期検査が法令に基づき適正に実施されているか現場調査を行い分析した。加えて、これまでの2年間の調査結果も踏まえ、定期調査及び定期検査に係る具体事例を通じた留意点を取りまとめた。報告書を平成31年3月に国土交通省へ提出した。

(3) 国土交通省 平成30年度住宅市場整備推進等事業「建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業」の実施

昇降機の保守点検会社を対象とした「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の説明会の開催並びに活用状況の調査、戸開走行保護装置の告示化に向けた検討、遊戯施設の維持保全計画及び運行管理規程に定めるべき事項の検討を行った。報告書を平成31年3月に国土交通省へ提出した。

(4) 「建築材料等に関するサンプル調査」の実施

一般社団法人建築性能基準推進協会からの委託を受け、国土交通大臣の認定を受けたワイヤロープについて、大臣認定仕様への適合性を生産現場で検証する業務を実施した。報告書を平成31年2月に同協会へ提出した。

5 国等との連携・協力

(1) 国、関係団体との連携・協力

建築設備、昇降機及び遊戯施設における事故原因の調査及び事故の再発防止策の検討のために、国土交通省に職員を派遣し協力した。

また、以下の団体に協力し業務を推進した。

一般財団法人日本建築防災協会、日本建築行政会議、一般社団法人日本エレベーター協会、一般社団法人建築性能基準推進協会、公益財団法人建築技術教育普及センター

(2) 国際交流

- 1) 平成30年6月に韓国行政安全省及び韓国昇降機安全公団の来訪を受け、建築基準法に基づく昇降機の工事完了検査及び定期検査の仕組みについて説明し意見交換を行った。
- 2) 平成31年2月に韓国文化観光研究院の来訪を受け、建築基準法に基づく遊戯施設の構造基準、建築確認申請の手続き、定期検査の仕組み等について説明し意見交換を行った。

Ⅲ 定期検査報告制度の推進

1 全国を対象とした定期検査報告制度の推進

(1) 「建築設備検査員等名簿」及び「昇降機等検査員等名簿」の公表

建築設備検査員資格者証又は昇降機等検査員資格者証の交付を受けた者等から名簿登載の申し込み（建築設備 992 名、昇降機 2,400 名）を受けて、平成30年版「建築設備検査員等名簿」及び「昇降機等検査員等名簿」を作成しホームページに掲載した。

これらの名簿登載者には、定期検査時に使用する登載証を配付するとともに、「建築基準法 建築設備関係法令集 電子版」の閲覧サービスを提供した。

(2) 定期検査報告業務を行う地域法人への支援

定期検査報告業務を行う各地域法人と連携しつつその業務を支援するため、以下の事業を実施した。

1) 「定期調査・検査報告関係団体連絡会議」の開催

建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく定期調査・検査報告業務を行う全国の地域法人が参加する定期調査・検査報告関係団体連絡会議を、一般財団法人日本建築防災協会との共催により平成30年9月に開催した（出席者：68名）。

2) 地域法人職員向けの研修の実施

昇降機の定期検査報告業務を行う地域法人職員向けの研修会を平成30年7月に開催した（出席者：12団体18名）。

- 3) 建築設備及び昇降機の定期検査報告済証等の頒布
- 4) 講習会等への講師の派遣

以下の団体主催の講習会に職員を講師として派遣した。

一般財団法人いがた住宅センター、一般財団法人福岡県建築住宅センター、一般社団法人近畿ブロック昇降機等検査協議会、公益財団法人佐賀県建設技術支援機構、一般社団法人日本アミューズメント産業協会、日本ウォータースライド安全協会

(3) 機関誌「建築設備&昇降機」の発行

建築設備、昇降機及び遊戯施設の検査員、特定行政庁及びその他の関係団体を対象として、機関誌「建築設備&昇降機」の第133号から第138号を発行（各号5,950部）した。

(4) 「昇降機の適切な維持管理に関する指針」の普及

「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の説明会を各地で開催し普及を推進した（再掲）。

(5) 「遊戯施設の安全性向上に係る情報交流会」の開催

遊戯施設の安全性向上を目的として、遊戯施設の製造、所有、運営、維持管理等に関わる関係者が参加する「遊戯施設の安全性向上に係る情報交流会」を平成31年2月に鈴鹿サーキット「モートピア」で開催し、安全性向上に向けた意見交換を行った（参加者：132名）。

2 東京都における建築設備定期検査報告業務

(1) 東京都における建築設備定期検査報告書の受付

東京都における建築基準法第12条第3項に基づく建築設備（換気設備、排煙設備、非常用の照明装置及び給排水設備）定期検査報告の対象建築物の台帳整備、所有者・管理者への通知、報告書の受付、予備審査等を行った。

平成30年度実績

総報告件数 (棟数)	設備毎の内訳（設備数）			
	換気設備	排煙設備	非常用の照明装置	給排水設備
50,164	22,677	6,251	47,944	27,578

(2) 東京都建築設備定期検査報告実務マニュアルの改訂作業

建築設備定期検査報告の実務の円滑化を図るため、東京都の定期調査・検査報告行政連絡会の協力を得て、「東京都建築設備定期検査報告実務マニュアル 2019年版」発行に向けた改訂作業を行った。

(3) 建築設備定期検査イブニングセミナーの開催

東京都において建築設備の定期検査を行う建築設備検査員等を対象に、セミナー（テーマ「非常用の照明装置の設置・構造基準」）を平成30年8月に開催した（参加者：26名）。

IV 構造計算適合性判定

建築基準法第18条の2に基づく国土交通大臣指定構造計算適合性判定機関として、高度な構造計算を要する一定規模以上の建築物等について、委任を受けた20都道府県に係る構造計算適合性判定業務を実施した。

平成30年度実績

	受 付	完 了
法 定	345件426棟	345件432棟